**訪問介護の生活援助が規定回数を超える対象者の取扱いについて**

平成30年９月20日

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」の一部改正に伴い，訪問介護の生活援助のサービス提供回数が国の定める回数を超える場合には，当該利用者に係る居宅サービス計画を保険者である市町村に提出しなければなりません。

　本件に係る事務処理については，次のとおり定めます。

１．介護支援専門員は，「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成30年３月31日厚生省令第38号）」第13条第18号の２の規定に基づき，「訪問介護の生活援助が規定回数を超える対象者届出書」に，関係書類２点（①該当居宅サービス計画，②サービス担当者会議の記録）を添えて，鉾田市介護保険課まで提出してください。

２．届出書等の提出は，該当居宅サービス計画を利用者に交付した後速やかに行ってください。

３．届出は，サービス内容見直し時期（介護認定の更新又は変更，長期目標などの見直し，生活援助の回数変更など）毎に行ってください。

４．本件は，平成30年10月1日からの適用となります。したがいまして，10月以降に作成または変更された居宅サービス計画において届出が必要となります。